



オートオークション規約

令和7年3月1日改定版

令和7年3月6日開催 第1747回AAより適用
(今回の改定箇所は赤文字及びアンダーライン)

目 次

第 1 章	総 則
第 2 章	会員登録
第 3 章	会員の権利義務
第 4 章	車輛出品／搬入・搬出
第 5 章	車輛検査
第 6 章	取 引
第 7 章	代金決済
第 8 章	書類規定
第 9 章	ネットワーク参加規約
第 10 章	クレーム規定
第 11 章	手 数 料
第 12 章	附 則
別 表	I～V

第1章 総 則

第1条 (目 的)

本規約は、富山県中古自動車販売商工組合（以下『J U富山』と称す）が開催するオートオークションを公正かつ円滑に適正な価格体系の下、売手・買手間の商品中古車取引の仲介を行うことにより、中古車流通の促進を図り、自動車販売業界の発展に寄与することを目的とする。

第2条 (名 称)

J U富山が運営主催するオートオークションをJ U富山オートオークションと称する。

第3条 (所 在 地)

J U富山オークション会場及び事務所を富山県富山市本郷西部27番地に置く。

第4条 (会員登録)

J U富山は、J U富山オートオークションへの参加資格を認めたものを会員登録し、会員登録されたものはJ U富山オートオークションに参加できる。

第5条 (取引方法)

J U富山オートオークションにおける出品車の売買契約取引は、ポス&コンピューターシステム及び映像システム等を使い競売方式によって行うものとし、会員はこのシステムによる取引結果を遵守しなければならない。

J U富山は、会員の利便性を図る為にオークション流通サービスを提供し、取引できるものとする。

第6条 (データ所有権)

J U富山が保有するデータ及び作成データの知的所有権・使用权は、J U富山に帰属するものであり、また第三者がJ U富山に許可無くこれを転載や再利用することを禁止する。

第7条 (情報の開示)

J U富山は、中古自動車流通促進の為、J U富山におけるオークションデータを利用し、開示・情報提供することができる。

会員はJ U富山が行うデータの利用に関して同意することとする。

第8条 (決 済)

車輛代及びその他に発生する代金については、J U富山の定める期間内に支払うものとする。

第9条 (契約解除・参加登録解除)

会員登録されたものでJ U富山オートオークションの会員としてふさわしくないと判断した場合、J U富山は会員の参加登録を解除することができる。

第10条 (秘密保持)

会員はJ U富山に関連・付随して知り得たJ U富山の技術上・営業上秘密情報及び特定の個人のプライバシーに属する事柄について、一般顧客を含む第三者に対して開示又は漏らしてはならない。

第11条 (運営上の免責)

J U富山オートオークションにおいて、コンピューターや設備等の故障、その他不測の事態により運営ができない場合には、これらによる損害についてJ U富山はその賠償責任を負わないものとする。

第12条 (天災等による車輛損害)

J U富山に搬入された車輛について天災(地震・台風・水害・ひょう害・その他天変地異による被害)及び、その他J U富山の責に帰することのできない事由によって車輛に損害が生じた場合には、J U富山は損害賠償の責任を負わないものとする。

第13条 (紛争の仲裁)

J U富山は、オークション運営に関連して発生した会員間の紛争について、和解を勧告することができる。

オークション取引上の紛争について、J U富山は出品店或いは落札店に対して本規約に基づき公平な立場で和解を勧告し、もしくはその都度紛争当事者にJ U富山流通委員会の仲裁に従うよう勧告するものとする。

会員は、J U富山流通委員会が示した裁定を十分尊重しなければならない。

第14条 (上位規約)

この規約に定める事項が、中商連が定める規約と抵触する場合、中商連が定める規約が本規約より優先される。

第15条 (準拠法、合意管轄)

本規約は日本国法を準拠法とし、日本国法に従って解釈及び適用されるものとし、J U富山オークション取引に関してJ U富山と会員との間に紛争が生じた場合には、当該紛争の管轄裁判所を富山地方裁判所とすることに当事者双方は合意する。

第16条 (施行)

この規約は、平成19年11月1日より施行します。

第2章 会員登録

第17条 (会員資格)

1. J U富山オートオークションへの参加資格は、下記条件を有するものでJ U富山が参加を認めた会員であるものとする。

- ① J U富山の会員に登録されている。
- ② J U中商連メンバーに登録されている。
- ③ 自動車販売店協会に登録されているディーラー業者。
- ④ その他、J U富山が参加資格を認められると承認した業者。

上記①号～④号の該当者でJ U富山のポス&コンピューターオークション会員として登録がされていること。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、JUオークションに参加することができない。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下、暴力団という）、暴力団の構成員（以下、暴力団員という）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、暴力団員等という）。
- ② 暴力団員等が自ら役員等（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他名称の如何を問わず、経営に実質的に関与する者）になるなど、暴力団員等が実質的に運営を支配または運営に関与していると認められる者。
- ③ 暴力団員等を不当に利用していると認められる者。
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者。
- ⑤ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- ⑥ 暴力団員等に自己の名義を使用・利用させ、JUオークションに参加する者。
- ⑦ 自己または第三者を利用して、JUオークションに係る取引に関し、次の行為を行う者。
 - a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた不当要求行為
 - c. 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d. 風説を流布し、偽計または威力を用いて取引の相手方または商組の業務を妨害し、または信用を棄損する行為
 - e. その他前各号に準ずる行為

第18条 (会 員)

第1条に示す有資格者で、J U富山と登録参加契約を締結した者をポス登録会員とする。

第19条 (登録契約の期間及び更新)

会員の登録契約の期間及び更新は、下記に定める通りとする。

- ① 会員の登録有効期間は、登録日より2年間とする。
- ② 登録満了3カ月前までに当事者双方いずれからも異議の申し立てがない場合は、更に2年間更新されるものとし、その後も同様とする。
- ③ 年度会員の登録期間は、4月より翌年3月末とする。

第20条 (登録入会金)

JU富山と登録契約を締結した者は、JU富山に対してポス登録入会金を支払う。

- ① JU富山 協会員 30,000円
(但し、協会入会費用、JU中商連AA登録諸費用は別に定める。)
 - ② JU中商連オークションメンバー 10,000円
 - ③ ディーラー 30,000円
 - ④ JU富山より参加承認を得た者
 - ・ 登録料 10,000円
 - ・ 年会費 20,000円(毎年)
- ※ その他諸費用については、別に定める。

第21条 (ICカード)

1. JU富山が会員登録契約した各会員に対し、1社につき1枚のICカードを交付する。
2. 会員は、JU富山オートオークションに参加する場合、ICカードを携帯・掲示しなければならない。尚、ICカードを携帯・掲示できない場合は、JU富山から当日限り有効の臨時ICカードの交付を有料(1,000円+税)にて受けることができる。
※ 臨時ICカードの返却がない場合、実費5,000円(税別)を請求する。
3. 当該ICカードは、入場時に受付登録を完了したカードのみ応札有効とし、未登録の場合は応札不可とする。
4. 会員は、自己又は従業員が交付を受けたICカードを慎重に取り扱わなければならない。当該ICカードを使用して行われた自己又は従業員もしくは第三者についての全ての行為の結果に対してJU富山に責任を負わなければならない。
5. 交付を受けたICカードを第三者に貸与することは禁止する。

第22条 (ICカードの紛失)

1. 会員等は、ICカードを紛失又は破損した場合、手数料5,000円(税別)をJU富山に支払って再発行を求めることができる。
2. 会員等は、過失によるICカードの紛失もしくは管理不履行の結果、JU富山又は他の会員に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

第23条 (使用者責任又は連帯責任)

1. 会員は、自己の従業員がオークションに参加して行った全ての取引行為、又は不法行為に対してJ U富山及び他の会員に対して民事責任を負わねばならない。
2. I Cカードの紛失・盗難等で第三者による悪用があった場合に生じる金銭を含む一切の責任は全て紛失者の責任とする。

※ ポス席を離れる場合、必ずI Cカードを携帯するものとし、カードを差し込んだまま席を離れ第三者に悪用された場合でも全てI Cカード登録会員の責任とする。

第24条 (契約解除)

J U富山は、会員に下記の事由がある時は、予め勧告することなく当該会員のJ U富山オートオークションへの登録参加を解除することができる。

- ① 会員が本規約に定められた義務を遵守せず、又はJ U富山に対して債務の履行を怠った場合。
- ② 会員がJ U富山の定める期限までに年会費・A A精算書による請求額を支払わない場合。
- ③ 会員が落札車輻代金の支払いを再三に渡って延滞した場合。
- ④ 会員が銀行取引停止処分を受けた場合。
- ⑤ 差し押さえ・民事再生手続き開始・会社整理・会社更生・特別清算等の法的破たん処理の申し立てを受け、又は自ら申し立てを行った場合。
- ⑥ 会員がJ U中商連オークションメンバーでなくなった場合。
- ⑦ 会員の連帯保証人がその地位を辞任した場合。
- ⑧ J U富山オークション運営委員会が該当会員との解約解除をJ U富山に勧告した場合。
- ⑨ 第17条第2項各号のいずれかに該当する者

第25条 (任意の脱会)

会員が任意に会員登録契約を解除し退会する場合には、J U富山に対し債務等がある場合、精算完了後において契約解除し退会できるものとする。

第3章 会員の権利義務

第26条 (会員の権利)

会員は、J U富山が運営するオークションやその他の付随する流通サービスに車輛を出品し、落札することができる。但し、その他の流通サービス及び提携するオークションへの参加は、別に規約をもって定めるものとする。

第27条 (会員の義務)

1. 会員は、本規約並びに付随する諸規則を遵守しなければならない。
2. 会員は、オークションへの参加に際して、他の参加者への迷惑行為やオークションの運営を阻害する行為並びに秩序を乱す行為をしてはならない。

第28条 (会員権利の制限)

1. J U富山は、参加する会員に対して取引条件及び取引における与信限度額を設定することができる。
2. 会員が出品し、違法行為等が介在する車輛及び移転書類を取扱した場合、J U富山の判断により会員権利を制限することができる。

第29条 (禁止行為)

会員は、下記に定める行為をしてはならない。

1. 出品車輛をオークションによらず談合によって売買する行為。
2. 出品車輛を出品店自らがセリ上げる行為、及びそれに類似する行為。
3. 事務局・調整室・商談コーナーに許可なく立ち入る行為。
4. 出品車輛エリア内に許可なく車輛を侵入させる行為。
但し、不動産の搬入・搬出等、J U富山が許可した場合を除く。
5. J U富山職員及びその他スタッフに対し暴言を吐く行為、及びそれに類似する行為。
6. J U富山職員及び外部検査員等に対し直接、出品車輛の評価点や検査内容・表記等に関する苦情や要求を行う行為。
なお、検査内容に関して苦情や要求を行う際は定められた方法にて行うことができる。
7. オークションメンバーカード並びにI Cカード未着用で会場内や駐車場内に立ち入る行為、及び同伴する行為。
8. 落札車輛の名義人に許可なく連絡する行為。
9. その他、この規約に違反する行為。

第30条 (罰 則)

会員が本規約その他J U富山に定める規則に違反した場合、J U富山は当該会員に対して下記罰則を科することができる。

1. オークション参加制限
 - ① 入場停止処分
 - ② 取引制限
2. 強制退会
3. ペナルティの支払い

第4章 車輛出品／搬入・搬出

第31条 (出品店の申告義務)

会員は、車輛を出品するに際して、エンドユーザーの立場に立って車輛整備を綿密に行い、その仕様・品質・瑕疵箇所を誠実に申告しなければならない。

第32条 (出品申し込み)

1. 車輛出品申し込みは、出品申込書に所定事項を正確かつ誠実に記入申告し、誤記入や洩れ等がないよう記入を行うものとする。
2. 不良内容・欠品・注意事項等の申告は注意事項申告欄に具体的に記載する必要がある。名称のみの記載など、紛らわしい記載の場合はセールスポイントとみなし不良・欠品の場合はクレーム対象となる。
3. 虚偽の記載や申告洩れ・誤記入等によって発生する問題の全ての責任は出品店が負うものとする。
4. 出品申込書の代筆手数料は、下記の通りとする。

新規出品車	代筆料 1,000円(税別)
再出品車	代筆料 1,000円(税別)

※ 出品申込書の代筆における記入間違いについても、出品店が記入した場合と同様に全て出品店責任とし、出品店はオークション開始時間までに十分に事前確認を行い、誤りがあれば訂正票により訂正するものとする。

第33条 (出品車輛条件)

出品車輛は、下記基準に適合したものでなければならない。

1. 車輛保安基準に適合し得るものであること。
2. 走行に支障なく安全走行ができる車輛であること。
3. ナンバー付き車輛は適切に封印が施されていること。
4. メインキー(エンジン始動ができる)を有していること
(スマートキーの場合は必ずメカニカルキー又はそれに類するものが付属していること)
5. エンジン始動ができるバッテリーを有していること。
6. マフラーは触媒を有していること。
7. 燃料が10リットル以上の残量があること。
(燃料残量警告灯が点灯しない状態)
8. 車輛の室内外が検査・下見に支障がない状態に清掃してあること。
9. スペアタイヤ・ジャッキ・工具を付属していること。
(但し、パンク応急修理キット装備車輛等の場合は、この限りでない。)
10. 出品者名義となっていることを原則とする。出品者名義でない場合は、車検証等

に記載された本人から個人情報第三者へ提供することの同意を得ているものであること。

- 1 1. 車検付き自動車の場合は、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）が付されていること。
- 1 2. 遺失車輛・法的問題車輛（盗難車・差押車・抵当権設定車・偽造車輛等）・接合車・使用済自動車・輸出抹消仮登録車輛及び輸出予定届出車輛等ではなく、完全な所有権移転が可能である譲渡書類を完備した車輛であること。
- 1 3. オークション開催日より譲渡移転書類が期限内に決済できること。
- 1 4. 車台番号の打刻が明瞭に識別できること。
- 1 5. 登録車はナンバープレートが封印されていること。（封印に著しい破損がないこと）
- 1 6. 出品車輛とは無関係の積載物が大量に積み込まれていないこと。
- 1 7. その他の理由でJ U富山が出品拒否をしない車輛であること。
- 1 8. 前項の条件を満たさない車輛であっても、J U富山がコーナー特性として認めた場合や相当と判断したときは出品を認めることができる。

第34条 （品質評価基準）

出品車輛の品質評価基準は、中商連（日本中古自動車販売商工組合連合会）検査基準によるものとする。尚、条件及び細則基準は別に定めることとする。

第35条 （出品コーナー）

会員は車輛を出品するに際して、下記により出品コーナーを希望することができる。

1. 出品を希望するコーナーは第2希望まで出品リストに記入する。
2. 各コーナー条件、特性は別に定める。
3. 特に希望するコーナーが記入されていない場合、J U富山に一任するものとみなす。
4. 希望の有無に関わらず、車輛がコーナーの規定を満たさない場合や車輛の形状又は状態等により J U 富山の判断にて出品コーナーを決定（変更）する場合がある。

第36条 （走行表示マーク）

1. 「改ざん車」とは、過去の点検記録簿、走行メーター管理システム等によって走行メーターが巻き戻されている等の走行異常が確認できる車輛を指す。但し、メーター交換車は除く。

「改ざん車」を出品する際は、出品申込書の走行距離欄に「*（アスタリスク）」のマークを記入し、と注意事項等記載欄に「改ざん車」と明記しなければならない。

2. 「メーター交換車」とは、認証・指定工場で交換されたことを証する書面があり、交換について整備点検記録簿など客観的に証明できる書面が確認できる車輛を指す。書面にはメーター交換を行った日付、交換前の走行距離の記載が必要であり、中古メーターへの交換の場合は交換時の中古メーター表示走行距離の記載も必要となる。

保証書備考欄にある記載については、交換された工場の押印などがあり、かつ上記の要件が完備されている場合に限り交換されたことを証する書面に代えることができる。

「メーター交換車」を出品する際は、出品申込書の走行距離欄に「合算距離」と「\$ (ドル)」のマークを記入し、注意事項等記載欄に「メーター交換を行った日付」、「交換前の走行距離」を記載し、「メーター交換車」と明記しなければならない。交換を証明できない車輛は「改ざん車」となる。

3. 「走行不明車」とは、「改ざん車」でも「メーター交換車」でもないが、記録などがなく推定できる根拠がない車輛を指す。

「走行不明車」を出品する際は、出品申込書の走行距離欄に「# (シャープ)」のマークを記入し、と注意事項等記載欄に「走行不明車」と明記しなければならない。

「走行不明車」として出品された車が、後日「改ざん車」であることが判明した場合はクレームの対象となる。

第37条 (メーター桁不足車の出品)

メーター桁不足については、実走行距離を把握している場合は実走行車として扱う。出品時は出品リスト走行欄に実走行距離を記入し、注意事項欄にメーター桁不足である旨を記入する必要がある。

第38条 (走行メーターセットアップ交換車の出品)

ディーラーによるセットアップ交換車で、そのことが証明できる書面がある場合は実走行車とみなす。但し、出品申込書の注意事項等記載欄に「セットアップ交換車」と明記する必要がある。申告漏れの場合はクレームの対象となる。('\$」マークは不要)ディーラーによるセットアップ交換を証明する書面がない場合はメーター改ざん車として扱う。

第39条 (出品車輛搬入)

1. 出品店は、正確に記入した出品申込書を搬入車輛のダッシュボードの上へのせ、J U富山の指定する搬入場所に駐車すること。
尚、搬入された車輛の中に出品申込書が入っていない場合、出品店に通告することなく出品を取消す場合がある。

2. 車輛搬入後の出品取消しは、原則的には認めないこととする。但し、特別な事情で出品を取消す場合でも出品料は徴収するものとする。

第40条 (搬入時間)

1. 前日出品 水曜日午後4時まで
 2. 当日出品 木曜日正午まで
- ※ 記念オークション、又は新規コーナーの増設や特別開催等で時間等が変更や制限される場合には、事前に公示して変更・制限する場合がある。

第41条 (落札車輛・流札車輛の搬出)

1. 落札・流札に関わらず、J U富山が認めた搬出許可手続きを終えた車輛に限り搬出できる。
 2. 会員は、車輛搬出時に出品申込書と車輛のチェックを行うこと。搬出後における車輛の損傷・盗難等に関してJ U富山は一切責任を負わない。
 3. 搬出車輛の燃料切れによる燃料補給は、搬出者の負担とする。
 4. 搬出期限までに搬出されない車輛は、次開催オークションへの出品とみなし、出品手続きを代行する。
 5. 車輛の搬出は事務局営業日の午前9時～午後5時に行うものとする。
 6. オークション当日の車輛の搬出は、オークション終了後とする。
- ※出品コーナーの特性により、別途期限を定める場合がある。**

第42条 (搬出期限及び再出品)

1. 搬出期限は、流札・落札にかかわらずオークション開催日の翌週水曜日午後5時までとする。但し、出品流札車輛については、オークション開催日から2日後の土曜日16時まで(事務局休業日の場合、その翌営業日の正午まで)に搬出若しくは再出品しない旨の申し出がない場合は次回オークションに自動的に再出品となる。
2. 自動再出品時の出品コーナーは前回出品時と同一コーナーを基本とする。但し、コーナー条件等により同一コーナーに再出品できない場合はJ U富山の判断により変更する。出品店が再出品時のコーナーの変更を希望する際はオークション開催日から2日後の土曜日16時まで(事務局休業日の場合、その翌営業日の正午まで)にJ U富山事務局へ申し出をするものとする。
3. オークション開催日から2日後の土曜日16時以降の再出品取消し依頼並びに再出品時のコーナー変更は受けしない。但し、上記期限が事務局休業日の場合、その翌営業日の正午までとする。

※出品コーナーの特性により、別途期限を定める場合がある。

第43条 (積載車・乗用車の乗り入れ禁止エリア)

原則、来場者駐車場ならびにオークション出品車輛搬入エリア以外（特に、出品車輛展示エリア入口ゲート内）への積載車・乗用車の乗り入れは禁止とする。但し、不動車の搬出・搬入等、JU 富山が許可した場合はその限りではない。

第44条 (車輛の保管義務)

1. JU富山は、出品車輛及び落札車輛を本規約に定める範囲内で善良な管理者の注意をもって保管するものである。(JU富山が車輛保管義務を有する期間は搬出期限を迎えるまでとする)
2. 出品車輛・落札車輛をJU富山が保管中に自然災害によって損害等を被った場合JU富山は損害賠償の責任を負わないものとする。
3. 搬出後又は搬出期限後における車輛の破損・盗難・天災等について、JU富山は一切責任を負わないものとする。

第45条 (長期残留車及び放置車輛の罰則と強制処分について)

1. 第42条に定める搬出期限が遵守されない場合は、長期残留車とみなし、下記ペナルティを科すものとする。
※ 次回オークション開催週の木曜日からカウントする。 1日 1,000円/1台
2. 残留車ペナルティは、精算書にて請求する。
3. 年末年始、お盆、ゴールデンウィーク期間など事務局休業日が長期に連続する場合、事前に告知することにより、上記第1項並びに第2項の期日を変更することができる。
4. 再三の引き取り要請に関わらず引取りがない場合は、実費請求にて所有者まで陸送する場合がある。
5. 施錠されたままの放置車輛に関しては、その所有者を特定し、督促等を行うため、JU富山の判断にて開錠することがある。また、JU富山にて所有者が特定できなかった場合には、警察その他法的機関等に届出を行い、所有者を捜索する場合がある。
6. オークション出品車搬入場所を含め、JU富山敷地内に無断で1ヶ月以上駐車された車輛（放置車輛）並びに搬入後1ヶ月以上出品する意思がない車輛等は所有権が放棄されたとみなし、JU富山の裁定により解体処分をすることが出来るものとする。当該車輛についていかなる理由があろうとも、JU富山は一切の責任を負うことはない。
また、上記の当該車輛の持ち主が判明した場合、JU富山は持ち主に対し、処分にかかる全ての実費費用に加算し、迷惑料（50,000円）並びに当該車輛へ警告文章貼付け日から起算し、解体業者が撤去した日までの日数に対して、1日につき1,000円の駐車料金を請求できるものとする。

第5章 車輛検査

第46条 (目的)

JU富山は、出品車輛評価基準を保持し、オークション取引環境を公正・公平に維持する為にも車輛検査基準を定め評価するものとし、その評価を参考にして取引に参加するものである。

第47条 (出品店義務)

出品者は、出品に先立ち、その品質・性能・瑕疵箇所について誠実に申告しなければならない。

第48条 (検査)

1. JU富山に出品するすべての車輛評価は、出品者の申告内容等を理解しながら時間的制限内において一定の検査を行い、評価基準に従って参考評価を付与する。
2. JU富山の検査結果並びに評価点は、JU富山の職員以外の者において訂正・抹消することはできない。
3. JU富山の検査結果は、JU富山オートオークションにおける会員間取引の為の目安であり、一般消費者を含む第三者に対してJU富山は一切の責任を負わないものとする。

第49条 (品質基準)

1. JU富山の品質基準は、別に定める中商連オートオークション検査基準に順ずるものとする。
2. JU富山の車輛評価基準は、別に定めるものとする。

第6章 取 引

第50条 (参加条件)

オークションへの参加は、J U富山のポス&コンピューターシステムを理解・熟知していることを条件とする。

第51条 (出品店遵守事項)

1. セリ順に従い、出品店は自己の出品車輛がセリ上げ前までに価格調整室に出向くこと。
2. 出品店は、セリ上げ状況を確認し、価格調整人に対し意思表示をしなければならない。
3. 出品店は、自ら出品した車輛の出品申込書や出品車リスト等に誤記入・重大な記入漏れを発見した場合、直ちに事務局に誤りを当該車輛のセリ15分前までに『訂正票』により訂正すること。
但し、相違内容が重要であるとJ U富山が判断する場合は、J U富山はセリを流札扱いとするか、又は出品店の承諾を得ることなく訂正を行うことができる。
また、事務局への『訂正票』の提出がセリ直前で、訂正処理がセリに間に合わなかった場合、訂正は無効となり、出品店は誤記入に対する責任を負うものとする。
4. 出品車輛の価格変更は、『金額変更訂正票』を事務局に提出することにより行うものとする。

第52条 (落札店遵守事項)

1. 落札店は、事前に出品車輛を十分に確認した上でオークションに参加する義務がある。(車輛外装の損傷など、下見で予め確認できる箇所については、評価点が出品リストと相違があったとしてもクレームの対象とならない。ネット参加もしくは外部参加の場合でも極力下見サービス等を利用する義務がある。)
2. 落札店は速やかに落札車両と出品申込書の内容に相違がないか等を確認しなければならない。車輛と出品申込書の内容に相違があった場合は別に定めるクレーム期限内に限りクレームの申立をすることができる。なお、J U富山の車輛検査は静止状態にて行っており、走行確認を行っていないことを理解しているものとする。
3. セリは、公正にポス&コンピューターシステムによって最高値をつけた者を落札者とする。
4. 落札車輛代金が未入金の場合、J U富山の裁定により参加者の取引を禁止又は制限する場合がある。

第53条 (売買契約取引の契約解除)

成約車輛の売買当事者双方は、下記により互いに相手方に対してペナルティーを支払うことで当該車輛の契約を解除することができる。この場合の手数料(出品料・成約料・落札料)は、契約解除の申出人がJ U富山に対して支払うものとする。尚、搬出された車輛については適用しないものとする。

1. 契約解除の受付時間は当該セリ終了後60分まで又はオークション終了後30分までのいずれか早い方とする。

2. ペナルティーは

出品店都合の場合 ペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料

落札店都合の場合 ・落札金額500万円以下の場合

ペナルティー 5万円+出品料+成約料+落札料

・落札金額500万円以上1000万円未満の場合

ペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料

・落札金額1000万円以上の場合

ペナルティー15万円+出品料+成約料+落札料

第54条 (出品車の調整及び調整人権限)

1. セリ機の操作(アジャスター)は、J U富山職員、又はJ U富山流通委員会が行う。

2. スタート価格と希望価格の幅は、30万円程度を目安とし、調整人は状況等により価格の変更をできる権限がある。

3. 調整人は、調整室において出品店が調整人に申し出て行うものとし、出品店が不在の場合、希望価格の下3万円の権限で売切り処理ができる。

第55条 (商談)

1. 会員が流札車輛の購入を希望する場合は、最終応札価格より1万円以上の申込価格でオークション開催中に商談申込をすることができる。

2. 商談申込はポス端末にて受付ける。会場外からの申込はJ U富山が指定する外部サービスを利用する場合のみ受け付けることとし、電話での商談申込は受付しない。

3. 申込者は指定の手続きを行い、商談申込価格を出品店が了解した時点をもって成約するものとする。

4. 申込手続きを完了した商談申込は原則として取り下げることができない。

5. 商談申込者は、商談コーナーの指示により円滑に進行するものとする。

6. 当該車輛のセリ終了後5分間は商談優先順位を応札価格の高い順とする。5分間以降は申込み先着順とする。

第56条 (逆商談)

1. 出品店は、『逆商談申込票』により、落札車輛を応札者等に対してオークション開催中に限り逆商談申込することができる。
2. 申込者は、指定の手続きを行い落札店と合意し、落札店の了解が得られた時に成約するものとする。
3. 逆商談での成約車輛は、セリ通常落札と同じ扱いとする。
4. 但し、応札者が外部サービス利用者の場合、逆商談申込は受付しない。

第57条 (譲渡書類関係)

1. 出品店は、成約車輛について必要な譲渡書類及び自賠責保険証書を添付し、J U富山が定める期限内までにJ U富山に提出しなければならない。
2. J U富山は、落札店より清算済（代金支払後・書類提出後）確認後に譲渡書類を引き渡すものとする。
3. 落札店は、J U富山が定める期間内に移転登録又は抹消登録を完了しなければならない。
4. 落札店は、移転登録又は抹消完了後、速やかに車検証の写しを提出しなければならない。

第58条 (免責事項)

ネットワークオークション及びネット取引においてシステムの故障その他不測の事態により正常な取引がなされなかった場合、J U富山は一切の責任を負わないものとする。

第7章 代金決済

第59条 (落札店の車輛代金決済)

1. 落札店は、落札車輛代金・自動車税相当額及び手数料等についてオークション開催日を含む7日以内（最終日の午後5時まで）に振込（着金確認をもって入金扱いとする）又は現金にて支払わなければならない。最終日が事務局休業日又は金融機関の休日に当たるときは、その前の営業日を最終期限とする。
2. 落札店がJ U富山に対し支払うべき債務が存在する場合及び延滞時には、J U富山は債務者に対して当該債務を完済するまで落札店に車輛引渡しを拒むことができる。車輛代金を延滞した場合は、次回開催の取引はできないものとする。
3. J U富山に対して債務が存する場合については、次回オークションの参加を制限し、落札行為はできないものとする。
4. 車輛代金を次回開催や複数回における相殺決済は受付しない。
5. JU 即落サポートの場合の入金期限は5日までとする。最終日が祝祭日又は金融機関の休日に当たるときは、その前の営業日を最終期限とします。

第60条 (成約車輛代金等の支払い)

1. 当該オークションでの成約車輛すべての譲渡書類がJ U富山に決済されていること。
2. 出品車輛の成約車輛代金の支払いは、当該開催の譲渡書類一式を全て完備したものがJ U富山事務局に到着後、各出品料・成約料等の手数料と精算相殺して支払決済を行うものとする。
3. 前回開催までに発生している債務が存する場合、J U富山は当該成約車輛代金支払い時に当該債務と相殺して決済を行うものとする。
4. 特殊車輛（フォークリフト、建設重機、シニアカー等）並びに高額車輛（成約金額300万円以上の車輛）については、J U富山は落札代金の立替払いはせず、落札店からの入金後に出品店に成約代金を支払うものとする。

第61条 (罰則規定)

J U富山へ参加できる会員がJ U富山に対して債務の支払いを怠った場合、オークション開催日より8日間を超えた日より1台につき1日毎に2,000円の延滞ペナルティを支払うものとする。

第62条 (福祉車両の消費税)

福祉車両は、当該車両に付属する対象装置の不良、欠品等の不具合がJU富山では判断できないため、出品店による非課税申告がない限り消費税は計上する。但し、落札店により非課税対象車であることが確認された場合は、出品店の承諾に関わらず消費税相当額を返還するものとする。

課税車両および非課税車両の判断については、JU富山において各メーカーのお客様相談室等に確認し、新車販売時非課税であると回答があった場合や、税務署等に確認し非課税対象車であることが確認できた場合などに非課税車として扱う。

なお、申立期間は書類発送日を含む7日とする。

第8章 書類規定

第63条 (書類規定)

本規定は、J U富山の移転登録書類、車輛代金の受け払い及び自動車税の処理について定める。

第64条 (書類の決済)

出品店は、成約車輛の移転登録書類・抹消登録証明書をオークション開催日より **9**日以内（最終日の午後5時まで）にJ U富山へ提出しなければならない。

第65条 (書類の完備)

出品店は、成約車輛について以下の譲渡書類を完備提出しなければならない。

1. 移転登録書類完備の条件

- ① 全国いずれの陸運支局及び検査登録事務所でも登録可能であること。
- ② 自賠責保険証には原則として承認請求書の添付を必要とする。
- ③ 出品申込書に登録番号が明記されたものは、名義変更扱いとして継続車検に必要な書類を完備するものとする。
- ④ 提出する譲渡証明書・委任状・申請依頼書には、車名・型式・車台番号・原動機の型式・譲渡人・委任者・旧使用者等が記入され押印されていることを要す。これらの項目を未記入で提出し、落札店が誤記入により差替えが必要となった場合、出品店はノーペナルティにて速やかに差替えに応じる必要がある。
- ⑤ 譲渡書類の有効期限等は別に定める。
- ⑥ シニアカー、フォークリフト等書類のない車輛は、出品店の捺印のある譲渡証を提出するものとする。
なお、正規ディーラー（メーカー）での登録に必要な譲渡書がある場合は予め出品リストに明記することとし、特に記載が無い場合は、正規ディーラー（メーカー）での登録に必要な譲渡書は無い前提とし、落札店は出品店に対し提出の依頼はできないものとする。
- ⑦ タンク車等、使用するにあたり関係法令に基づく点検等が必要な車輛においては、出品に際して別紙により必要書類が完備されていることを確認し、不備があった場合は、出品リストに「タンク書類無し」等と明記すること。「タンク書類無し」等の記載がない場合、成約後に落札店から条例等の違いにより登録に必要な追加書類の提出を求められた場合、速やかに必要な書類を手配すること。なお、落札店においては、書類到着後1週間以内に、追加で登録に必要な書類の有無を確認し、必要があれば速やかにJ U富山に連絡すること。
- ⑧ 原則自社名義で出品することとする。書類差し替えに応じられない車輛は出品をしないものとする。

2. 移転登録書類不備

下記の書類は、書類不備として受付しない。

- ① 第65条1項に該当しない移転登録書類。
- ② 記載内容に不足・誤りがある書類。
- ③ ナンバープレートの取り外し忘れて抹消書類が提出されなかった場合は、原則として抹消時点で到着完備とし、継続検査が可能でも書類不備扱いとする。
- ④ 二重移転や相続書類等で差し替え不可能な書類や、地域によって必要書類の扱いが異なる可能性のあるものは、全て自社名義にしたものを提出するものとする。
- ⑤ 車検切れの場合、もしくは名義変更期限内に車検が切れる場合でも、登録ナンバーが現車についてセリにかけられた場合は、出品店にて継続検査用書類が準備できるものとみなし、移転登録書類に継続検査用書類（納税証明）を添付する。尚、この場合、継続検査用書類が決済される迄書類不備扱いとする。但し、軽自動車は除く。

3. ナンバープレートについて

映像撮影が終了した出品車輛の登録ナンバープレートを取り外す行為を禁止する。セリが終了した成約車輛の登録ナンバーは、当該落札店の許可なしで取り外すことを禁止する。抹消又は自社名変にする為にナンバーを外す場合、前もって出品申込書にその旨を明記しておくこと。

4. 特殊車輛で登録書類の必要としない場合は、出品店の譲渡証の提出をもって書類完備とする。
5. リサイクル料金預託済みの申告がある場合は、リサイクル券（A券・B券）、又は預託済みであることを示す書類を提出するものとする。
6. 譲渡書類の授受や問い合わせは全てJ U富山を介して行うものとする。

第66条 （書類の有効期限）

移転登録書類の有効期限はオークション開催日の翌月末日迄以上のものでなくてはならない。但し、次の条件を満たしている場合は、この限りではない。

- a. 出品申込書に名義変更期限の記載があり、書類がJ U富山に到着した時点で1カ月以上の書類有効期限があるもの。
- b. 出品申込書に名義変更期限の記載があり、かつ毎月第1週目のオークションに限り当月末日以上の書類有効期限があるもの。

但し、翌週のオークション開催日までに書類が到着しているものに限る。

※ 3月開催や長期休暇等により、特例扱いで処理する場合もある。

第67条 (書類決済・移転登録等の提出遅延についての罰則)

1. 移転登録書類・抹消登録証明書の引渡しを遅延した場合、落札店に下記の遅延ペナルティを支払わなければならない。(但し、落札店が本規約第24条に該当した場合はこの限りではない。)
2. 出品店の移転登録書類・抹消登録証明書決済遅延及び落札店の移転登録遅延の罰則
出品店が移転登録に必要な書類及び抹消登録証明書の全部及び一部の引渡しを遅延した場合には、当該出品店は次の損害金を支払わなければならない。

書類提出遅延ペナルティ (1台につき)	
書類期限後	10,000円
以降、1日経過毎に	2,000円

- ① オークション開催日から21日を経過しても書類決済がない場合は、車輛を返品の上、100,000円の違約金を徴収し、買手の取引に損害を与えた費用もJU富山流通委員会の裁定により徴収する。
- ② 移転登録書類・抹消登録証明書について不備不足があった場合、その内容により実費を徴収する場合があるものとする。特に法人名義の自賠責保険譲渡証がJU富山の請求にも関わらず決済できない場合は、車検残月分の当該保険料の実費を徴収する場合があるものとする。
- ③ 移転登録等の書類の有効期限が開催日の翌月末日迄ない場合は、以下の処理とする。

<出品申込用紙に記入がある場合>

通常処理

但し、書類有効期限の記入は30日(月初オークションは当月末日)を最短とし、それ以下の場合には記入無効。

<出品申込書に記入がない場合>

落札店の了解を得た上で早期名変手数料10,000円を出品店より落札店に支払い処理。

但し、落札店より了解が得られない場合は当該書類の差し替え。

第68条 (書類確認義務)

1. 落札店は、受領書類の確認義務を負い、不備があった場合は速やかにJU富山へ申告するものとする。
2. 落札店より書類不備が発覚した場合、出品店は落札店申告日より7日以内(最終日の午後5時まで)にJU富山へ提出しなければならない。7日を過ぎても提出できない場合は、ペナルティ10,000円とする。8日目以降1日につき2,000円の遅延ペナルティを落札店へ支払うものとする。なお、原本の差替えが必要な場合は、落札店からJU富山が原本を受領した日を起算日とする。

第69条 (書類の差し替え)

落札店における印鑑証明、委任状及び有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じ等による差し替えは、J U富山を介し出品店に規定のペナルティを支払ったうえで差し替えを行うものとする。

印鑑証明書	30,000円
委任状	20,000円
譲渡証	20,000円
その他証明書(謄本・抄本・住民票等)	20,000円
申請依頼書	20,000円

但し、差し替えの原因が明らかに出品店の責任とみなされる場合はこの限りではない。

(例：捺印のみされており、正しく記入がされていない書類) 場合によっては、出品店に実費を請求する場合があるものとする。

尚、書類差し替えに応じられない車輛の出品は受付しない。

差し替え及び再交付は、すべてJ U富山を介するものであり、名義人に直接依頼した場合は、J U富山流通委員会に諮りペナルティを科すことがある。

第70条 (抹消)

1. ナンバー付車輛に関し、落札店はオークション開催中に限り、事務局(商談コーナー)を通して出品店へ抹消を依頼することができる。
抹消を依頼した落札店は速やかにナンバーを取り外し、事務局へ提出する。
2. 成約時抹消の出品車が成約した場合、出品店は当該車輛セリ終了後(落札店が搬出を行う前に)速やかにナンバーを取り外さなければならない。
また、落札店はナンバーが取り外されていることを確認してから搬出する。
3. 出品店及び落札店が事務局へナンバー取り外しの代行を依頼した場合、取り外しの際に発生した車輛外装へのキズやナンバー及び取付け部の破損等に対して事務局は一切の責任を負わない。
4. 抹消を依頼した落札車については別表に記載されている「当日含む5日」、「搬出前まで」のクレーム期限のものは全てノークレームとなる。

第71条 (名義変更、抹消及び名義変更、抹消の遅延についての罰則)

1. 名義変更は、落札した車輛の書類の交付を受けてから道路運送車両法の定めに基づいて完了するものとする。
2. 名義変更報告は、オークション開催日の翌月末日までとする。
オークション開催日の翌月末日、または出品申込書に記載された名義変更期限までに移転登録または抹消登録の完了証明(車検証コピー等)を提出しない場合、ペナルティ対象とする。ペナルティは別表IVにより定める。

2. 抹消の場合、抹消日の翌月2日までに報告した場合に限り、後日、自動車税を精算することができる。但し、翌月2日を過ぎて報告した場合、精算はできないものとする。

(例)

AA開催日	名変期限	抹消日	報告日	ペナルティ	税金還付
4月	5月末日	5月31日	5月31日	無し	します
4月	5月末日	5月31日	6月1日	有(1万円)	します
4月	5月末日	5月31日	6月3日	有(1万円)	しません

3. FAXでの連絡の場合、必ずJU富山に到着の確認をすることとする。万一、送信ミスによるFAX未到着及び郵送中の紛失等で、電話確認がない場合は送信・到着なしとみなす場合がある。

但し、名義変更遅延の原因が明らかに出品店の責任である場合はこの限りではない。

(例：書類不備による差し替え等)

第72条 (車輛代金決済)

1. 落札車輛の決済

- ① 決済期限・・・オークション開催日より7日以内(最終日の午後5時まで)
- ② 決済方法・・・銀行振込又は現金にて支払うものとする。
- ③ 相 殺・・・車輛代金を次回開催や複数回における相殺決済は受付しない。
- ④ 遅延ペナルティ・・・オークション開催日より7日を越えた場合、1日あたり2,000円/1台とする。

2. 出品車輛の決済

- ① オークション開催毎の成約車輛全ての書類が決済されていること。
- ② 決済されている書類は全て完備であること。
- ③ JU富山は上記条件を満たした時、成約代金を出品店に支払うものとする。尚、支払い以前に残債がある場合は、それを相殺した上で支払う。

第73条 (自動車税)

1. 自動車税の税額は、全て富山県で定められた税額を基本とする。
2. 自動車税は、落札時点で落札店より未経過相当額を預かり名変結果により精算する。
 - ※移転登録の場合・・・未経過相当額は出品店へ支払
 - ※抹消登録の場合・・・未経過相当額は落札店へ返金
 但し、名義変更後同年度内に抹消されたものは、後日精算する。
3. 自動車税の負担は、オークション開催日の当月までを出品店負担とし、翌月以降より落札店の負担とする。

4. 軽自動車は年税の為、月数で分割はしない。年度末3月開催オークションに関しては、次年度自動車税は落札店の負担とする。
5. 軽自動車の自動車税の税止めは、落札店が責任をもって行うものとする。
名義変更時、軽自動車の税止めを怠り、翌年出品店（旧使用車）に納付書が届いた場合、ペナルティ10,000円を科すものとする。
6. 「自動車税還付請求権譲渡書」は出品店が保管管理し還付手続きを行うものとし、JU富山では取り扱わないものとする。
※なお、移転登録後、同年度内に抹消登録された場合は、抹消登録日の翌月2日までにJU富山に名義変更結果を報告した場合に限り、後日、自動車税を出品店から請求し、落札店に精算することとする。翌月2日以降に報告した場合、精算はできないものとする。
7. 車検付き車輛を出品する際、出品店は、出品車輛の自動車税が納税されていることを確認して出品しなければならない。成約後、自動車税が未納で落札店が車検を受けることができないことが発覚した場合、別表で定めるペナルティが課される。

第74条 （保証書）

保証書とは、新車登録時の販売店名が記載された保証継承ページがあるもの、または保証継承が可能な状態であるものをいう。

但し、メーカー保証期間が経過した車輛は、保証継承ページが削除してある場合であっても、同冊子の記録簿等により当該車輛のものと確認できる場合に限り保証書とみなす。

各メーカーディーラーが発行している保証書を所有者及び使用者保護の為、ユーザー名欄のみをプライバシーシール貼付又は塗りつぶしてあるもの等については、保証書として認めるものとする。

◇ 出品店留意事項

1. 保証書は、必ず成約書類等と一緒にJU富山事務局へ提出するものとする。
2. 車内積み込みにて紛失の場合は、全て出品店責任とする。
3. 万一、書類と別になった場合、JU富山より問い合わせ後10日以内にJU富山事務局まで提出すること。10日を経過しても到着しない場合は、保証書紛失とみなしペナルティ又はキャンセルの対象となる。
4. この規定とは別に、コーナー特性として保証書に関するクレームを無効と定めている場合は、その定めに従う。

《保証書なしの場合》

	落札価格20万円以上		落札価格20万円未満	
	保証有効	保証無効	保証有効	保証無効
値引き	5万円	2万円	5万円 又は 落札価格の1/2の いずれか低い方	1万円
キャンセル時 ペナルティ	2万円	ノーペナ	1万円	ノーペナ

※ 保証書有効車輛の定義

- ① 新車登録日から5年以内の車輛。(オークション開催月基準)
- ② 出品申込書記入走行距離10万km未満の車輛。(出品車輛検査時にチェック済みの走行距離)

◇ 落札店留意事項

1. 出品申込書に『保証書あり』と記載がある車輛を落札された場合、必ずJ U富山より到着した書類に保証書が添付されているか確認すること。添付されていない場合は、速やかにJ U富山まで請求する。J U富山の書類発送日より7日以降の請求は無効となる。
2. セールスポイントに『保証書あり』と記載がある場合も同じ扱いとする。

第75条 (記録簿)

記録簿とは、2年点検記録簿(前回車検時のもの)のことをいう。但し、新規登録で未車検の場合は12ヵ月点検記録簿とする。(コピー可とする。)

◇ 出品店留意事項

1. 記録簿は、必ず成約書類等と一緒にJ U富山事務局へ提出するものとする。
2. 車内積み込みにて紛失の場合は、全て出品店責任とする。
3. 万一、書類と別になった場合、J U富山より問い合わせ後10日以内にJ U富山事務局まで提出すること。10日を経過しても到着しない場合は、記録簿紛失とみなしクレーム対象となる。

記録簿不備及び紛失の場合	値引き時 20,000円 (低価格車は 10,000円)
--------------	---------------------------------

4. この規定とは別に、コーナー特性として記録簿に関するクレームを無効と定めている場合は、その定めに従う。

◇ 落札店留意事項

1. 出品申込書に『記録簿あり』と記載がある車輛を落札された場合、必ずJ U富山より到着した書類に記録簿が添付されているか確認すること。添付されていない場合は、速やかにJ U富山まで請求する。J U富山の書類発送日より7日以降の請求は無効となる。
2. セールスポイントに『記録簿あり』と記載がある場合も同じ扱いとする。

第76条 (リサイクル券)

1. 自動車リサイクル料金預託済み車輛は、リサイクル預託金額を出品申込書へリサイクル券・B券の金額を正確に記入して下さい。未記入の場合、未預託とみなし精算は行わないものとする。
2. リサイクル料金の記入がある場合は、預託済みとしてセリを行い、精算書にて車輛代とは別に精算する。
3. 預託済みの場合、譲渡書類にリサイクル券が必要となる。書類受付時にリサイクル券(A券・B券)又は預託済みであることを証明する書類がない場合、書類不備扱いとする。
4. 預託金額に相違が発覚した場合、確認ののち次開催オークションにて再精算を行う。又、落札店からの預託金額相違の申告は書類発送後7日以内とする。

第77条 (落札車輛の違反等)

落札車輛の名義変更前に起こした違反等(交通違反・違法駐車・抹消車輛の不法投棄等)により出品店側に迷惑がかかった場合、落札店は出品店に対し、下記の迷惑料を支払う。

落札車輛の違反等の迷惑料	一律 30,000円
--------------	------------

第78条 (自動車税未納)

1. 同一県内落札において車検時に自動車税の滞納があった場合、落札店は納税義務者に代わって滞納金を納付できるものとする。
2. 前項の場合、出品店は落札店に対して滞納金及び未納ペナルティ10,000円を支払うものとする。

第79条 (法的問題車輛)

抵当権設定車及び差し押さえ等の事実が後日判明し紛議になった場合、あるいは当該車輛の移転登録書類が偽造された場合、もしくは前歴に偽造書類をもって移転登録がなされている場合、この責任は出品店にあるものとし、出品店は全責任をもって(当該費用を含む)当該問題の解決に当り処理を行うものとする。又、第三者によって当該車輛及び移転登録書類等が法的に押収、差し押さえされた場合であっても、その理由の如何を問わず、問題発覚時に速やかに当該車両の車輛代金、ペナルティ、J U富山の認める諸経費等をJ U富山に返金支払いするものとする。

第9章 ネットワーク参加規約

第80条 (目的)

本規約は、J U富山会員の利便性の向上を目指し、J U富山が提携した外部応札サービスが提供するシステムにより、オークションの参加を可能にした各ネットワーク外部応札サービスを利用する為の参加規約を定めたものである。

第81条 (ネットワークオークション参加登録会員)

1. J U富山に対しネットワークオークション参加申込みを申請し、かつJ U富山によって参加登録を認められたもの。
2. J U富山が提携した外部応札サービス提供者と会員契約を締結した会員で、当システムでの取引への参加がJ U富山によって認められたもの。

第82条 (取引条件)

ネットワークオークションに関する取引（出品・落札・代金決済・書類決済・車輛検査・クレーム等）は全てJ U富山の規約規定を適用するものとする。

尚、外部応札サービスにて落札された車輛は、車輛代金精算後の搬出とする。

第83条 (契約解除)

J U富山会員資格喪失・各県商組会員資格喪失・各ネット会員資格喪失した場合、J U富山は予め勧告することなく当該会員との登録参加契約を解除することができる。

第84条 (免責事項)

ネットワークオークション及びネット取引においてシステムの故障その他不測の事態により正常な取引がなされなかった場合、J U富山は一切の賠償責任を負わないものとする。

第85条 (ネットワークオークション参加にあたっての留意点)

1. ネットワークオークション参加者は、J U富山オークション規約を熟知されているものとみなし対応するものとする。
2. 出品車輛について、事前に下見した上で入札することが基本となっており、下見で確認できる箇所・評価点についてはノークレームとする。
3. 出品車リスト・出品申込書への記載事項に訂正があった場合、当該車輛のネット入札が無効となる場合、又は入札が削除される場合がある。

第10章 クレーム規定

【趣 旨】 J U富山オートオークションによる中古自動車取引から生ずる紛争について、売買当事者双方は、本規約に従い理解をもって紛争解決に努めるものとし、紛争を迅速かつ適正に解決にすることを目的とする。

第86条 (クレーム裁定)

1. J U富山により売買成立する出品店・落札店の売買契約については、民法・商法の規定に先立ち、本クレーム裁定の定めを本規約並びに中商連オートオークション統一規約（以下、中商連統一規約）が第一次的な権利義務関係の基準となり、これに従った権利義務関係が当事者間に形成されるものである。
2. 本規約が中商連統一規約と抵触したときは、中商連統一規約が優先する。
3. J U富山は、オークションによる中古車売買についての双方の紛争解決をする為にクレーム裁定を行うものとし、裁定の内容は、売買契約の解除・車輛成約代金の減額・当該部品の支給及びJ U富山が必要と認めたその他の和解方法で解決する。
4. 落札店がクレーム申立をする場合、必ずJ U富山を通して申立をすることとする。J U富山の許可なく出品店もしくは前名義人に直接連絡したことが判明した場合はペナルティ3万円を課すこととする。クレーム申立以外の理由で直接連絡が入った場合はこの限りではない。

第87条 (出品店申告義務)

出品店は、車輛の出品に際し、予め車輛を点検し、不具合箇所は自己申告するものであり、自己申告に欠ける瑕疵箇所等の発覚で生じたクレーム及び紛争は出品店責任に帰するものとする。

第88条 (落札店の車輛確認義務)

1. 落札者は落札する場合、出品車輛を十分に下見等で確認を行い、また落札後も十分確認を行い、申告期限以内にクレーム申し立てを行わなければならない。
2. ネットワーク取引等外部からの落札においても各種サービスを利用して車輛確認を行い参加するものとする。

第89条 (クレーム申立方法)

1. 落札車輛に対してクレームを申し立てする場合、必ずJ U富山を介して行うものとする。
2. 落札店は、J U富山が定めたクレーム申し立て期間内に本クレームの趣旨を理解した上でクレーム申し立てすること。

3. クレーム申し立ては、落札車輛1台に対して1回の申し立てとする。但し、別に定める通常クレーム以外の期間を有する場合の申告は除く。
4. クレーム申し立てにかかる費用（ディーラー見積もり費用）は落札店の負担とする。
5. メーカー保証で対応できるクレームについては、メーカーに対して行うものとする。但し、出品店は落札店に対し、保証書継承代として1万円（税別）を支払う。

第90条 （クレーム申立期間）

1. 基本となるクレーム申立期間

原則としてオークション開催日を含めて5日（翌週月曜日）の営業時間までとする。

また、クレーム申立期間の期間計算には期間中の日曜日および祝祭日を含み、期日の最終日がJ U富山の休業日に当たる場合は、主催商組により翌営業日になることがある。

※出品コーナーの特性により、別途期限を定める場合がある。

2. 具体的クレーム事項の申立期間

クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定める。

3. クレーム受付期間延長

落札車両が基本となるクレーム申立期間内に届かない場合、原則として車両到着日翌日のJ U富山の営業時間までクレーム受付期間の延長を認めるものとする。但し、J U富山の搬出期限内に搬出された場合に限るものとし、且つオークション開催日を含めて5日以内（翌週月曜日まで）にJ U富山への申請を必要とする。また、輸送業者等の遅延証明等を提示していただくことがある。

なお、期間延長の最長はオークション開催日を含めて10日以内（翌週土曜日まで）のJ U富山の営業時間までとする。

4. 天災、悪天候、繁忙期等によるクレーム受付期間延長

天災、悪天候、繁忙期等によって全体的な車両輸送の遅延が認められる場合、またはJ U富山の定めにより入金後搬出である場合等、J U富山の裁定により車両到着日翌日のJ U富山の営業時間までクレーム受付期間の延長を認めるものとする。

但し、原則としてJ U富山の搬出期限内に搬出された場合に限るものとし、且つオークション開催日を含めて5日以内にJ U富山への申請を必要とする。

また、輸送業者等の遅延証明等を提示していただくことがある。

なお、期間延長の最長は事象に応じてJ U富山が裁定する。

第91条 (クレーム申立期間 その2)

1. 落札車輛の色違い等現車確認できるとJ U富山が認めたものについてはオークション開催日を含めて5日以内の搬出前までの受付とする。
容易に取り外しができる標準装備品や社外品のパーツについては、オークション開催日を含めて5日以内の搬出前までとする。
但し、セールスポイントに記入している場合については、取り外し可能なもので『事務局預かり・後日送り』の作動不良発覚は、部品発送後5日以内とする。
2. 落札車輛の機能・機構の不良不具合や出品申込書記載事項相違の場合は、オークション開催日を含め5日間とする。
3. オークション出品申込書の記載事項相違であっても車検証のみで確認が可能な事項については、J U富山より書類発送後7日以内とする。
4. 上記1項から3項についての詳細は、J U富山オークションクレーム細則に定めるものとし、落札車輛の機能・機構の不良不具合や出品申込書記載事項相違があった場合、J U富山は出品店に減額請求及び現品支給、または契約解除の要求ができる。但し、J U富山がクレームとして受理できないと判断した場合を除く。

第92条 (クレーム細則)

J U富山オークションでの取引において生ずるクレームの詳細は、J U富山オークションクレーム細則に定める。

第93条 (クレーム免責及び申し立て却下の事項)

以下に該当する事項は、クレーム事由について売買契約解除、代金減額請求をJ U富山は認めないものとする。

1. 出品店申告がある事項、並びに検査員記入欄に記載がある事項。
2. 出品申込書に記載された修復歴の内容以外に修復部位が判明した場合。
3. 評価点の無い車両。
4. 評価点が付与された車両で検査員が「現車確認要す」と記載した箇所並びにそれに関連する不具合。
5. 出品申込書に、「エンジン・ミッションの不具合症状」の記載がある場合におけるエンジン・ミッションの不良に関するクレーム。(不良とはオーバーホールを要するものも含む。)但し、J U富山が相当であると判断した場合はクレームとする。
6. クレーム事由がメーカー保証・リコールで対応できる場合。但し、メーカー保証対応の場合、保証継承代として1万円(税別)を出品店に請求する。
7. ノークレームコーナー出品車両。並びに別表によりノークレームと定めた事項の場合。
8. 記載ミスの内容が、当該年式・グレードの車両に設定が無く、記載ミスが明らかな場合。但しJ U富山が記載ミスの内容が紛らわしいと判断した場合や、当該車両が並行輸入車等、J U富山にて設定有無の確認ができない場合でかつ記載ミスが明らかである場合はクレームの対象とする。また、同様の記載ミスを再三繰り返すなど意図的に誤記入をしていると判断した場合、J U富山から出品店に対し第30条による罰則を課す場合がある。
9. クレーム申し立て前、又は申し立て中に第三者に転売した場合及び他のオークションに出品し、成約した場合。又は落札店自ら移転登録・抹消登録等の各種登録をした場合(当日抹消依頼した場合も含む)。但し、走行距離問題車・冠水車・接合車・盗難車・消火剤散布車・規格外ミッション載替車・車検証から発覚する誤記入でJ U富山が重大であると判断するもの等はクレームの対象とする。
10. クレーム申し立て前、又は申し立て中にJ U富山の許可なく加修・修理を行った場合。但し、走行距離問題車・冠水車・接合車・盗難車・消火剤散布車・規格外ミッション載替車等はクレームの対象とする。
 11. クレーム申告期間を経過した後のクレーム申告。
 12. クレーム申し立てから7日以上経過し、かつ申し立て者より何らの経過連絡がない場合。
 13. 落札車両が初度登録より10年又は10万Kmを経過している車両、走行不明車、メーター改ざん車、並行輸入車、災害車、評価なし車両(粗悪車、事故現状車)の場合。但し、エンジン・ミッション等の重大箇所(評価なし車両については自走できない場合に限る。各現状コーナーは除く)、並びに虚偽申告、誤記入(純正装備品欄の記入及びセールスポイントの記入を無効としているものは除く)、記入漏れ、故意の隠蔽等、J U富山が重大であると判断した場合はクレームとする。

15. 初年度登録から5年以上経過した電装品の不良。但し、出品申込書のセールスポイントに記入がある場合には対象。
16. クレームの対象となる部品代（新品価格）が20,000円（税別）以下の場合。（工賃は含まない。）但し、セールスポイントに記載がある場合には対象。なお、部品代をほとんど伴わず修理代が大半を占める場合は、JU富山が認める範囲で修理代を含める。
17. 落札車輛を国外へ輸出した場合（国内税関通過を含む）。但し、法的に問題が抵触した場合、JU富山は合法的な措置で対応する場合がある。
18. 自走した車輛のクレーム。（搬出後自走して壊れた車輛。エンジン破損、オーバーヒート等）但し、大型車等で積載して搬出することが困難な場合はその限りではない。
19. 消耗部品に関するクレーム。
コイルスプリング・ショックアブソーバー・ブレーキパッド・ディスクローター・エアコンガス・ベアリング類・シール類・ガスケット類・ベルト類・ブーツ類・ブッシュ類・油脂類等
20. アワーメーターの改ざん、交換、1回転申告漏れ、不良に関する事項。
但し、上記事項がわかっている車輛を出品する場合は出品申込書の注意事項等記載欄に記入する。（走行距離欄には記載しない）
出品店が上記事項に関与していることが判明した場合、制裁を科すことがある。
21. 暴言を吐く行為、虚偽の申し立て・申告及びこれに類似する行為を行った場合、その時点でクレーム申し立ては却下とする。
22. その他JU富山が申立却下と判断した事由の場合。

上項の場合においてもJU富山が代金減額等の必要があると判断した場合はこの限りではない。

第94条（代金減額請求の上限）

1. 交換部品に中古部品・リビルド品が流通している場合、中古部品・リビルド品の金額を上限とする。中古部品とリビルド品の両方が流通している場合、いずれか金額の低い方を上限とする。
2. 低価格車（20万円未満）の代金減額請求は、落札価格の2分の1を上限とする。

第95条（現物支給）

1. 出品店は代金減額に応じる代わりに、当該部品を現物支給することができる。
2. 支給部品はJU富山を通じて落札店へ送付することを原則とするが、部品によりJU富山から送付するのが困難と判断した場合、JU富山を経由せず出品店から落札店へ直接送付するものとする。
3. 落札店は部品が支給され次第速やかに支給部品の動作確認を行い、作動不良発覚は、部品発送後5日以内に申告するものとする。

4. 現物支給する部品は中古品でも可とし、その条件として、正常に機能し、かつ、不良部品と年式、走行距離等を比較して、使用頻度や状態が同等以上のものであると認められること。
5. 支給部品の送料は出品店負担とする。

第96条（不良部品の取扱）

クレーム対象となった不良部品については、原則落札店にて処分するものとし、出品店に返却する必要はないものとする。

なお、出品店からの依頼により、落札店が返却に応じた際、当該不良部品はクレーム裁定が終了した後に返却されるものとし、不良部品返却にかかる送料は出品店が負担するものとする。

また、返却された不良部品が後に正常に作動するようになったとしても、一旦成立したクレーム裁定が取り消されることはない。

第97条（キャンセル時の経費負担）

成約車輛がクレームでキャンセルとなった場合の経費負担については下記のとおりとする。

1. 出品店はオークション手数料（出品料、成約料、落札料）、諸経費、ペナルティ（加算時）をJU富山を通じて落札店に支払うものとする。
2. 通常クレーム期間の諸経費は、原則陸送費（往復）をいう。但し、クレーム期限が異なる重要クレームについては、加修費、その他JU富山が認めた経費が含まれるものとする。
3. 陸送費は下記のとおりと定める。

※県内に拠点がある会員が落札した場合

（本社が県外にあり、支店・営業所等の拠点が県内にある場合を含む）

区分	陸送代（往復、税別）	エリア（会員登録所在地）
①	6,000円	・常願寺川より西に所在する 富山支部会員 ・庄川より東に所在する 高岡支部会員 （常願寺川から庄川までの間に所在する会員）
②	7,000円	・①以外の富山、高岡支部会員 ・黒部川より西に所在する 新川支部会員
③	8,000円	・②以外の新川支部会員 ・砺波支部会員

但し、車種問わず一律とする。

※県内に拠点が無い会員が落札した場合

陸送費は車輛輸送に要した実費とする。

但し、実費を請求する際、その金額の根拠を JU 富山が求めた場合、陸送会社の請求書等の明細を提示しなければならない。なお、自社輸送で実費算出が困難な場合、陸送会社見積額などを参考に、JU 富山が相当と認めた金額を上限とする。

第98条（強制キャンセル）

1. 特殊車輛並びに高額車輛等において、AA 開催日から12日間（翌々週月曜日）を経過しても代金の決済がない場合は売買をキャンセルとする。（翌々週の月曜日が祝日の場合はその前営業日とする。）キャンセル時の手数料（出品料、成約料、落札料）は落札店負担とする。又、落札店が出品店に支払う違約金は20,000円とする。
2. その他、JU 富山が売買をキャンセルすることが相当と判断した場合、JU 富山の判断により売買をキャンセルすることができる。

第99条（制裁）

JU 富山は、参加者の悪質なルール違反に対し、この規約で定められたクレーム裁定とは別に、制裁を課すことがある。

第11章 手数料

第100条 (手数料)

会員は、車輛出品・落札において本規約が定める手数料をJ U富山に支払わなければならない。

第101条 (手数料の種類)

手数料は、出品料・成約料・落札料を基本とする。

第102条 (手数料詳細)

J U富山が発行する別表にて定めるとおりとする。

※ ネットワークを利用して落札した場合の落札料は、各ネットワークシステム会社の手数料に準ずる。

※ 記念オークション、又は新規コーナーの開設や特別開催等で行う場合には、各基本手数料を別に定め事前に公示の上、手数料を徴収する場合がある。

※ その他、コーナー毎、オークション毎に別に手数料の定めがある場合は、その定めに従う。

第103条 (代筆料)

出品申込書の代筆手数料は、新規出品・再出品ともに1台につき1,000円(税別)とする。J U富山の代筆による間違い等は一切の責任を負わないものとする。出品店は、予め記載内容を確認する義務がある。

第104条 (出品取消)

出品受付後の出品取消は、原則認めないこととする。但し、特別な事情で出品を取り消す場合でも出品料は徴収するものとする。尚、走行管理システムにて走行異常が発覚した場合、走行管理システム規約を遵守し、出品取消しとする。但し、その場合も出品料は徴収するものとする。

第105条 (出品車ペナルティ)

1. バッテリー上がりは、ペナルティとして1,000円(税別)を徴収する。
2. ガス欠車は、ペナルティ(燃料補給代)として1,000円(税別)を徴収する。
なお、ガス欠車にはガソリン車及びディーゼル車に限り、J U富山は搬出までに必要な燃料を補充するものとする。

第12章 附 則

第106条 (規約改定権及び規約遵守義務)

JU富山は、本規約を実施し、オークションの迅速・公平な運営を実現する為にこの規約を定めるが、この規約に改定が必要と判断した場合、JU富山は規約改定を行うことができる。又、会員はこの規約及び改定後の規約並びに細則を遵守する義務を負う。

第107条 (改定記録)

平成27年 5月14日全面改定	(平成27年6月 4日開催 第1299回AAより適用)
平成27年 7月30日改定	(平成27年8月 6日開催 第1308回AAより適用)
平成28年 1月 5日改定	(平成28年1月14日開催 第1326回AAより適用)
平成28年 4月 1日改定	(平成28年4月 7日開催 第1338回AAより適用)
平成28年10月27日改定	(平成28年11月3日開催 第1364回AAより適用)
平成29年 4月14日改定	(平成29年4月20日開催 第1386回AAより適用)
平成29年12月22日改定	(平成30年1月11日開催 第1418回AAより適用)
令和 元年 9月 1日改定	(令和 元年 9月 5日開催 第1495回AAより適用)
令和 2年 8月21日改定	(令和 2年 9月 3日開催 第1541回AAより適用)
令和 2年 9月23日改定	(令和 2年10月 1日開催 第1544回AAより適用)
令和 3年10月 1日改定	(令和 3年10月14日開催 第1590回AAより適用)
令和 5年10月 1日改定	(令和 5年10月 5日開催 第1681回AAより適用)
令和 6年 9月 1日改定	(令和 6年 9月 1日開催 第1728回AAより適用)
<u>令和 7年 3月 1日改定</u>	<u>(令和 7年 3月 6日開催 第1747回AAより適用)</u>

【別表 I】 出品申込書記載相違事項の受付期間と裁定

クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
	評価点付	R点	低価格車 (20万未満)	商談	10年・ 10万km 超	
1 年式 (輸入車モデル年式含む)	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+ 諸経費 出品店申告より年式が新しい場合は、ノーペナキャンセ ル+諸経費のみ受付する。
2 初年度登録月	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費 値引時:1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円 ただし、登録月が申告より新しい場合はキャンセルのみ
3 車名	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費
4 グレード相違 (パッケージオプション含む)	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費 出品店申告より上位グレードの場合は、ノーペナキャンセ ル+諸経費のみ受付する。
5 レスオプション	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	ノークレーム	書類発送日 含む7日	ノークレーム	取り外しが容易に出来るもの(JU富山の裁定による)は ノークレームとする。また、グレードが未記入の場合は ノークレームとする。
6 福祉車輛の未申告	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費
7 2WD/4WD	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+ 諸経費
8 ディーラー・並行相違	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	
9 型式・排気量	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	
10 ドア・形状	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
11 定員・積載	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	
12 車歴	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	レンタ・事業用等
13 車検	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費 値引時:1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円 ただし、車検残が申告より長い場合はキャンセルのみ <車検付申告が抹消であった場合> キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+ 諸経費 値引時:個別対応
14 走行距離相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ただし、JU富山が相当と判断した場合に限る。
15 車体色相違	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	車体色と色コード(カラー番号)が異なる場合は、色コード を優先とする。
16 色替え	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。色替を複数回行い、現車が 元色と同色となっている場合も色替車扱いとする。
17 シフト相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	フロア⇔コラム、AT⇔MT、5速⇔4速等
18 冷房の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
19 燃料相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ガソリン⇔ディーゼル等
20 セールスポイント欄 の不良・有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	セールスポイントに記載された装備品が不良、欠品の場 合は、年式・走行距離・評価点・落札価格を問わずクレ ームとする。

クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
	評価点付	R点	低価格車 (20万未満)	商談	10年・ 10万km 超	
21 装備品欄 の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	<p>装備品欄に記載された装備品が不良の場合は、別表Ⅲのクレーム事項にて裁定する。</p> <p>・「カワ」欄については、本革に加え、表皮にツヤのある合成皮革シート、又は新車カタログやホームページ上に「レザー」と表示があるものも「カワ」として扱う。</p> <p>・ハーフレザーシート・コンビレザーシートも「カワ」として扱う。この場合、注意事項申告欄やセールスポイント記入欄にその記載が必要。記載がない場合は記載ミスとしてクレーム対象とする。</p> <p>・起毛タイプのシート、防水・撥水シート、ビニール製シートは「カワ」と認めない。</p> <p>・「本革」と上記で定義する「カワ」は区別して扱い、合成皮革シートやハーフレザーシート等を「本革」と記入することはできない</p>
22 上物・その他相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	<p>冷凍車⇔冷蔵車等 車検証の形状欄や取説等の記載より現車の機能・有無が優先される。</p>
23 保証書の有無	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	<p><メーカー規定保証期間内の車両> キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 値引き時:5万円(低価格車は落札額の1/2といずれか低い方)</p> <p><メーカー規定保証期間を経過している車両> キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費 値引時:2万円(低価格車は1万円)</p>
24 長さ・幅・高さ・型式 指定・類別区分相違	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、JU富山が相当と判断した場合はクレームとなることがある。
25 存在しない内容の誤 記入	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	<p>原則はノークレーム。 JU富山が相当と判断した場合に限りクレームとする。 値引時:1万円 キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費</p>

【別表Ⅱ】 重大クレーム事項の受付期間と裁定

クレーム事項		クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車 (20万円未満)	商談	10年・ 10万km 超	
1	修復歴車	当日含む5日	/	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とし、落札金額10万円未満はノークレームとする。 なお、落札金額10万円未満であってもJU富山が重大と判断した場合はクレームとする。
2	溶接パネル交換車 (リヤフェンダー・サイドシル・ エントパネル等)	当日含む5日	ノークレーム	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	評価点3.5点以上に限る。 落札金額10万円未満はノークレームとする。
3	再検査による 評価点「1.5点」以上の差	当日含む5日	/	ノークレーム	当日含む5日	当日含む5日	
4	粗悪車	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ピラー等の重要部位の損傷箇所の修復現状に問題があり、JU富山による現車確認の結果、相当と判断したもの。
5	メーター改ざん・交換・1回転申告漏れ	当日含む6か月 または 書類発送日 含む1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送日 含む1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送日 含む1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送日 含む1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送日 含む1か月 (※)	キャンセル時:ペナルティー(出品店関与10万円・不関与5万円)+諸経費 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を課すことがある。 ※車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、JU富山が送付した書類(車内から発見された記録簿等を含む)から判明する場合は、JU富山から書類発送後1か月以内とする。
6	CARFAX、 AUTOCHECKIにより 判明した並行輸入車 のメーター改ざん	当日含む 1か月	当日含む 1か月	当日含む 1か月	当日含む 1か月	当日含む 1か月	キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費(陸送費のみ)
7	タコグラフ交換	当日含む6か月 または 書類発送日 含む1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送日 含む1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送日 含む1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送日 含む1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送日 含む1か月 (※)	キャンセル時:ペナルティー5万円+諸経費 ※車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、JU富山が送付した書類から判明する場合は、JU富山から書類発送後1か月以内とする。
8	走行不明「#」の申告で、メーター改ざんが立証された場合	当日含む6か月 または 書類発送日 含む1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送日 含む1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送日 含む1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送日 含む1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送日 含む1か月 (※)	ノーペナキャンセルのみとし、諸経費(陸送費やその他にかかる費用)は請求できない。 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を課すことがある。 ※車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、JU富山が送付した書類から判明する場合は、JU富山から書類発送後1か月以内とする。
9	冠水車 (申告なしの場合)	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	JU富山が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費 評価なし車輜はノークレーム。
10	接合車	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	JU富山が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費
11	盗難車 遺失車両	無期限	無期限	無期限	無期限	無期限	左記事項が発覚した場合、当該車両の出品店が全責任を負うものとし、第三者により当該車両及び移転登録書類が押収・差押えされた場合でも、その理由の如何を問わず問題発覚時に速やかに車両代金、キャンセルペナルティー10万円、JU富山が認める諸経費をJU富山に返還するものとする。
12	消火器の散布跡車	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	必要により現車確認とする。 評価なし車輜はノークレーム。

13	エンジン乗せ替え (規格外)	書類発送日 含む1ヵ月	書類発送日 含む1ヵ月	書類発送日 含む1ヵ月	書類発送日 含む1ヵ月	書類発送日 含む1ヵ月	キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+ 諸経費
14	ミッション乗せ替え (規格外)	書類発送日 含む1ヵ月	書類発送日 含む1ヵ月	書類発送日 含む1ヵ月	書類発送日 含む1ヵ月	書類発送日 含む1ヵ月	FA⇔F5、AT⇔MT等 キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+ 諸経費
15	出品店関与の不法 行為(エアバック破裂 の隠ぺい等)						故意に事実を隠蔽し、虚偽の申告を行い、落札店に損害 を与える行為としてJU富山が認めた場合、当該車輛の出 品店が全責任を負うものとする。また、入場停止等の制 裁を課すものとする。

【別表Ⅲ】 具体的クレーム事項の受付期間と裁定

クレーム事項	クレーム受付期間（現車落札・ネット落札ともに適用）					クレーム裁定	
	評価点付	R点	低価格車 (20万未満)	商談	10年・ 10万km 超		
内装	1 内装焦げ・切れ・しみ・異臭	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、JU富山が相当と判断した場合に限る。
	2 雨漏れ	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、JU富山が相当と判断した場合に限る。 必要により現車確認とする。
	3 ダッシュ・グローブボックス等の不良及び内装の改造	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、JU富山が相当と判断した場合に限る。
	4 内装標準装備品の欠品（ヘッドレスト、シート等）	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検（1回目の車検満了）以内の車両、または1回目の抹消までとする。
	5 ジャッキ・工具・スペアタイヤの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	現品支給もしくは値引きとする。ジャッキ（パンタグラフ 3千円・油圧 5千円）、スペアタイヤ（普通車 5千円・軽 3千円）、コンプレッサー5千円。
	6 8ナンバーキットの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	搬出前まで	欠品の申告がなかった場合、現品支給または5万円を上限に値引きとする。
外装	7 ガラス	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	飛石・傷はノークレームとする。
	8 鉄粉・P付着	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	9 塩害	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。 塩害とは、サビ・腐食が著しくひどく、現車確認の結果、JU富山が相当と判断したものの。
	10 レンズのヒビ・ドアミラー損傷	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	レンズの水滴はノークレームとする。
	11 タイヤ・ホイール規格外・スタッドレス	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	現品支給またはタイヤ・ホイールのセット又はいずれかに関わらず普通車1本5千円・軽自動車1本3千円の値引きとする。 R点のスタッドレスはノークレームとする。
	12 外装標準装備品の欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検（1回目の車検満了）以内の車両、または1回目の抹消までとする。
電装	13 P/W・パワーシート不良・ドアミラー作動不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	14 マルチV・テレビ・ナビ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。 パスワードが不明で作動できない場合、不良とみなす。 セールスポイントに記載してありアナログのみの場合、クレーム対象とし、一律1万円の値引とする。 並行輸入車の純ナビで日本国内で使用できず未申告の場合、初年度登録から5年以内の車両に限りクレーム対象とする。
	15 イモビ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	当日含む5日	ノークレーム	メインキーが無い場合もクレームとし、キャンセルも可とする。（複数のメインキーがある場合、1つでもあれば可とする。）
	16 オーディオ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限り値引き1万円とする。オートアンテナはノークレームとする。 パスワードが不明で作動できない場合、不良とみなす。
	17 サルーフ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	18 エアコン不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	19 パワースライドドア不良（パワーバックドア含む）	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	20 セルモーター・ダイモ不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	21 メーター類不良（積算計は除く）	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	アナログ・デジタルとも部品代3万円以上のものとする。
	22 エンジンコンピューター不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
23 各種センサー類不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。	

クレーム事項		クレーム受付期間（現車落札・ネット落札ともに適用）					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車 （20万未満）	商談	10年・ 10万km 超	
機関	24 エンジン上部（タペット・バルブ・ヘッド等不良）	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。但し、「エンジン上部」とはあくまでエンジン本体のみを指し、補機類は別に定めるとおりとする。
	25 エンジン下部（メタル・ピストン異音・焼き付き・圧縮不足等）	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。但し、「エンジン下部」とはあくまでエンジン本体のみを指し、補機類は別に定めるとおりとする。ロータリーエンジンの圧縮不足は、低価格車、10年10万Km超はノークレームとする。
	26 噴射ポンプの不良または燃料漏れ	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	27 ターボ・スーパージャー不良および改造	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	当日含む5日	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	28 レジエーター・ウォーターポンプ不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	エンジンオイル混入を含む。必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
機構	29 マフラー不良（腐食等）	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	30 HVシステム・HVバッテリー不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	メーカーにて対応できるものはメーカーに対してクレームを申し入れるものとする。
	31 クラッチ不良（滑り等）	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出可能な場合は全てノークレームとする。ただし、JU富山が相当と判断した場合はクレームとなることがある。
	32 MTミッション不良（キア鳴き等）	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。
	33 ATミッション不良（滑り・ショック・タイムラグ等）	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。必要により現車確認とする。
	34 デフ・トランスファー・カップリング不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。ただし、カップリング不良については、低価格車及び10年・10万Km超はノークレームとする。
	35 ドライブシャフト不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。1本につき1万円の値引または現品支給とする。
	36 ABS・ブレーキ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。パット・ローター等の消耗品はノークレームとする。
	37 エアバック不良・欠品	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	当日含む5日	当日含む5日	部品代2万円以上のものとする。装備品にO印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。ただし、使用済み欠品の場合は、低価格車も含めクレーム受付期間はAA当日含む10日とする。故意の隠蔽等、悪質であるとJU富山が判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を課すことがある。
	38 ショック・サス不良（エアサス・アクティブのみ）	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。へたりはノークレームとする。
	39 パワステ・キアボックス・ポンプ・4WS不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	40 電動オープン不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、電装系が原因の場合は初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	41 足回りの構成部品の損傷	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
42 キー違い（エンジンキーとドアキーが違う場合）	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム		
その他	43 職権打刻（国産のみ）	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	
	44 登録遅れ	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	マイナー・モデルチェンジから6か月以上を経過したもの。
	45 型式改・構造変更の表示なし	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	
	46 型式指定・類別番号なし	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
	47 記録簿の有無	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	値引時：2万円（低価格車は1万円）
	48 ワンオーナー	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	キャンセル時：ペナルティ2万円（低価格車は1万円）＋諸経費 値引時：2万円（低価格車は1万円）
49 メーター（積算計）の故障	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	落札店がキャンセルを希望しJU富山が相当と認めた場合、ノーペナキャンセルを認める。	

クレーム事項		クレーム受付期間（現車落札・ネット落札ともに適用）					クレーム裁定	
		評価点付	R点	低価格車 （20万未 満）	商談	10年・ 10万km 超		
その他	50	冠水車（申告ありの場合・評価なし車輛）	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	書類から判明する相違事項、メーター関連問題、セールスポイント記載事項のみに限りクレームとする。車両の機能に関する内容はノークレームとする。
	51	装備品欄に関する附属品の欠品	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	ノークレーム	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	部品代2万円以上のものとする。 ナビロム、リモコンなど
	52	標準装備品に関する附属品の欠品	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	ノークレーム	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	部品代2万円以上のものとする。 ナビロム、リモコン、リモコンキー、充電ケーブル、SDカードなど。 ただし、EV車の充電ケーブルが欠品の場合は低価格車であってもクレームとする。
	53	標準装備品のスマートエントリー・インテリジェントキー欠品	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	部品代2万円以上のものとする。 セールスポイント欄、後日品欄に記載がある場合は、メカニカルキーなどの欠品がないこと。
	54	ナビ付属品が後日送付のためナビ本体の動作確認ができない場合	部品発送日 含む5日	部品発送日 含む5日	ノークレーム	部品発送日 含む5日	ノークレーム	セールスポイント欄に記載されたナビについては、10年・10万km超車両のクレーム受付期間についても部品発送日含む5日間とする。
	55	社外品の申告漏れ	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、JU富山が相当と判断した場合に限る。
	56	コーションプレート欠品の申告漏れ	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
	57	車台番号が錆、腐食等の原因による不読	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	キャンセル時：ノーペナルティ+諸経費 但し、登録ができないなどJU富山が相当と判断した場合に限る。 読みづらい旨の申告が有る出品車はノークレーム
	58	車検証備考欄の走行距離相違（訂正差替できない場合）	書類発送日 含む1か月	書類発送日 含む1か月	書類発送日 含む1か月	書類発送日 含む1か月	書類発送日 含む1か月	記録簿で確認できる場合：ノーペナキャンセル+諸経費 記録簿で確認できない場合：キャンセル時ペナルティ5万円+諸経費
	59	特殊・特装車両の上物と車両本体の年式違い	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	ただし、2年以上の隔たりがある場合に限りクレームとする。
	60	触媒の欠品・加工・規格外付替え	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	・触媒欠品・加工・規格外付替え車両の出品は、出品票の注意事項欄へそれらの状態を申告（記載）する必要がある。 ・社外マフラー装着の申告のみでは触媒欠品とみなさない。 ・クレーム裁定は原則キャンセルとする。 ・触媒内部の抜き取り、隠蔽目的のパイプ加工等、故意に事実を隠蔽していると主催商組が判断した場合、規定のクレーム受付期間以降でもクレーム申立を認めるものとし、クレーム裁定とは別に参加停止等の制裁を課すことがある。
61	前項各本文に該当する場合でも、JU富山が相当と認めた場合						クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる。	

【別表Ⅳ】ペナルティー裁定基準

	ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
①	落札店都合によるキャンセル	オークション当日(ただし、当該車両のセリ終了後60分、またはオークション終了後30分までいずれか早い方の申し出があった場合に限る。)ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料とする。ただし、ペナルティー金額については、落札金額が500万円以上1000万円未満の場合は10万円とし、落札金額1000万円以上の場合は15万円とする。なお、商談落札によるキャンセルについては、商談成約後60分、またはオークション終了後30分までの申し出があった場合に限る。
②	出品店都合によるキャンセル(書類提出不可能な場合を含む)	オークション当日(ただし、当該車両のセリ終了後60分、またはオークション終了後30分までいずれか早い方の申し出があった場合に限る。)の場合、ペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料とする。オークション当日以降の場合、ペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料+JU富山が認める諸経費(販売遺失利益は含まない)とする。
③	納税証明書が成約車両に添付されていない場合	落札店は車検満了日の前月から請求することができる。(必ずJU富山を介して申し出すこと)JU富山から出品店へ請求した日より7日以内にJU富山へ提出されない場合、ペナルティー1万円。以降1週間経過毎に1万円を加算する。但し、納税証明書の提出が出来ない場合でも、納税されていることが確認できた場合は上記の限りではないものとする。
④	自動車税が未納で車検が受けられない場合	ペナルティー1万円 以降1週間経過毎に1万円を加算
⑤	JU富山の定める書類提出期限を経過しても書類を提出しない場合	ペナルティー1万円 以降1日経過毎に2千円を加算(JU富山の休業日は除く)
⑥	オークション開催日を含め21日を経過してもJU富山に書類を提出しない場合	落札店のキャンセル申立を認め ペナルティー10万円+上記④の延滞ペナルティー+出品料+成約料+落札料+JU富山が認める諸経費(販売遺失利益は含まない)
⑦	オークション開催日の翌月末日、または出品申込書に記載された名義変更等通知期限までに移転登録または抹消登録の完了証明(車検証コピー等)をJU富山に提出しない場合	名義変更等通知期限より 1~7日遅延:ペナルティー1万円 8~14日遅延:ペナルティー2万円 15~21日遅延:ペナルティー3万円 以降、上記計算方法により1万円を加算
⑧	軽自動車において、税止め処理を怠り、翌年度以降も軽自動車税が旧所有者に発生した場合	ペナルティー1万円
⑨	オークション当日から7日を経過しても落札代金を決済しない場合	ポスト利用を一時停止する。 1日あたり、落札台数 × 2千円のペナルティー。 なお、JU富山は、落札代金決済の遅延が重なる者について、ポスト登録の取消し(オークション参加資格の取消し)をすることができる。
⑩	譲渡証、委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じによる差替え、紛失による再交付を依頼する場合 但し、出品店の責任とみなされる場合はこの限りではない	下記金額にて差替え依頼ができる。 (必ずJU富山を介して申出をすること) 印鑑証明書…3万円 委任状…2万円 譲渡証…2万円 その他証明書(謄本・抄本・住民票等)…2万円 申請依頼書…2万円 ただし、譲渡証、委任状の旧所有者(譲渡人・委任者)が記入すべき欄を落札店が書き損じてしまった場合は、上記差し替えペナルティーの対象外とする。
⑪	出品店が、規定の名変期限より早期の名義変更を依頼し、落札店がそれを承諾した場合 (出品申込書の名変期限に記載のあるものは除く)	出品店より落札店へ1万円を支払う。

	ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
⑫	書類一式(移転・抹消)を紛失した場合	<p>下記金額にて再交付の依頼ができる。 (必ずJU富山を介して申出をすること)</p> <p><普通車> 出品店名義の場合…5万円(実費含む) その他名義の場合…10万円(実費含む)</p> <p><軽自動車> 出品店名義の場合…3万円(実費含む) その他名義の場合…5万円(実費含む)</p> <p>抹消書類紛失の場合は、上記の限りではない場合がある。</p>
⑬	出品車両のバッテリー上がりにより、エンジン始動ができない場合 (アクシデントコーナー、売切アクシデントコーナーを除く)	ペナルティー1千円(税別)
⑭	出品車両の燃料が無く、会場内で車両移動ができない場合	ペナルティー1千円(税別)
⑮	落札車両の名義変更前に起こした違反(駐車違反、その他違反行為)により、出品店側に問い合わせ等の迷惑行為が発生した場合並びに、出品店起因による落札店への迷惑行為が発生した場合	ペナルティー3万円
⑯	抵当権設定があり移転登録等が出来ない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・出品店はJU富山から連絡があった日を含む7日以内に抵当権設定を解除しなければならない。7日以内に解除できない場合、ペナルティー1万円、以降1週間経過毎に1万円を加算するものとする。 ・出品店がJU富山から連絡した日から1ヵ月以内に抵当権解除が出来ない場合、落札店はキャンセルすることができるものとする。
⑰	自動車リサイクル法の引取り報告により移転登録等が出来ない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・出品店はJU富山から連絡があった日を含む7日以内に移転登録等ができる状態にしなければならない。7日以内に対応できない場合、ペナルティー1万円、以降1週間経過毎に1万円を加算するものとする。 ・出品店がJU富山から連絡した日から1ヵ月以内に状態回復が出来ない場合、落札店はキャンセルすることができるものとする。
⑱	オークション成約前の交通違反等により車検が受けられない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・出品店はJU富山から連絡があった日を含む7日以内に車検が受けられる状態にしなければならない。7日以内に対応できない場合、ペナルティー1万円、以降1週間経過毎に1万円を加算するものとする。 ・出品店がJU富山から連絡した日から2ヵ月以内に状態回復が出来ない場合、落札店はキャンセルすることができるものとする。
⑲	本規約に定めのない出品店側から落札店側への迷惑行為。並びに落札店側から出品店側への迷惑行為。	・適宜JU富山が裁定を行う。

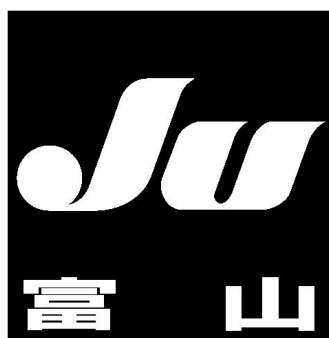
【別表V】コーナー特性(クレームに関する事項)

コーナー	コーナー特性に起因するクレーム制限
1 普通車売切コーナー	原則、ノークレーム。 但し、記載ミス、冠水車、消火剤散布車、法的問題車、機関・機構が不良で搬出時自走で積載車に載せられない場合等、JU富山が重大であると判断した場合はクレーム対象。
2 軽四売切コーナー	同上(普通車売切コーナーと同じ)
3 売切現状コーナー	原則、ノークレーム。 (冠水車、消火剤散布車の発覚、機関・機構が不良で搬出時自走で積載車に載せられない場合を含む) 但し、記載ミス、法的問題車等、JU富山が重大であると判断した場合はクレーム対象。
4 10MAXコーナー	原則ノークレーム。 但し、記載ミス、冠水車、消火剤散布車、法的問題車、機関・機構が不良で搬出時自走で積載車に載せられない場合等、JU富山が重大であると判断した場合はクレーム対象。
5 特殊コーナー	原則、ノークレーム。 (特殊装備機材の動作不良、冠水車、消火剤散布車、機関・機構が不良で搬出時自走で積載車に載せられない場合を含む) 但し、記載ミス、法的問題車、JU富山が重大であると判断した場合はクレーム対象。
6 現状コーナー	原則、ノークレーム。 (冠水車、消火剤散布車、機関・機構が不良で搬出時自走で積載車に載せられない場合を含む) 但し、記載ミス、法的問題車、JU富山が重大であると判断した場合はクレーム対象。
7 店頭展示車コーナー	<p>・クレームについて <u>クレーム対象コーナー。</u> <u>クレーム申告期限:AA開催日より7日間(翌週水曜日)17:00まで。</u> <u>クレーム申告延長:AA開催日より最大12日間(翌々週月曜日)17:00まで。</u></p> <p>・搬出について <u>搬出期限:AA開催日より9日以内(翌週金曜日)17:00まで。</u> <u>※搬出はAA開催日翌々日(土曜日)9:00以降より可能。</u></p> <p>・搬入について <u>走行距離の増加は50kmまでとする。</u> <u>50kmを超えた場合、</u> <u>超過10km以内 ペナルティ10,000円</u> <u>超過10km~20km ペナルティ20,000円</u> <u>超過20km~50km ペナルティ50,000円</u> <u>超過50km以上「走行距離相違1」のクレーム対象とする。</u></p> <p><u>搬入期限遅れペナルティ:1日5,000円/台</u> <u>※搬入期限が遅れた場合、その日数分クレーム申告期限が延長されます。</u></p> <p><u>二重売り等のペナルティ:AA規約に準ずる。</u></p>

MEMO

MEMO

MEMO



〒930-0108 富山市本郷西部27番地
富山県中古自動車販売商工組合
TEL 076-434-0040
FAX 076-436-1217

2025.3.1